

第 24 回特許制度小委員会（平成 29 年 12 月 26 日） 資料
「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて（案）」
（抄）

4. 新規性喪失の例外期間の延長

現行の特許法は、発明の新規性の喪失の例外を定めており、特許を受ける権利を有する者の意に反して（第三者による公表等）、又は本人の行為（学会発表や博覧会出品等）に起因して発明の新規性が喪失された場合、6 か月以内（グレース・ピリオド）に特許出願を行えば例外的に新規性が喪失されない旨を定めている。

第四次産業革命の進展に伴い、オープン・イノベーションによる共同研究や産学連携が活発化するとともに、IoT や AI が様々な技術分野に適用されるようになる中、他社の技術を利用するオープン・イノベーションでは、本人以外の者による公開によって新規性を喪失するリスクが高まっている。また、これらの技術分野においてオープン・イノベーションの一翼を担う個人発明家・中小企業や大学研究者は必ずしも知財制度に精通しておらず、こうした者を適切に救済し、それらの発明を奨励することが求められている。

こうした状況を踏まえれば、グレース・ピリオドを 6 か月から 1 年に延長すべきである。

このグレース・ピリオドについては、「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（TPP 担保法）」によって、国際調和の観点から、米国と同様の 1 年に延長されることとされているが、その施行を待つことなく早急に措置することが適当である。

なお、実用新案についても同様に措置するほか、意匠の分野においても、他社の技術を利用するオープン・イノベーションが進む中、本人以外の者による公開によって新規性を喪失するリスクが高まっている。また、諸外国においても 1 年のグレース・ピリオドが措置される傾向にあることを踏まえれば、意匠についても、グレース・ピリオドを 6 か月から 1 年に延長するべきである。